

# 路肩に駐車中のバスに大型トラック追突

## 行政処分

### 事業用自動車(20日×2両、合計40日車)を、使用停止

- 拘束時間
- 連続運転時間
- 休憩時間
- 運行管理者の一般講習
- 点呼記録
- 運行指示書
- 運転者に対する指導監督

2018年06月11日

四国運輸局自動車交通部は6月7日、徳島自動車道においてトラックが貸切バスに追突した事故で運送事業者の行政処分を発表した。

処分として、6月13日から7月2日まで、本社営業所の事業用自動車(20日×2両、合計40日車)を使用停止とする処分。この処分により付された違反点数は4点(累積違反点数4点)。

違反の概要は、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間と連続運転時間の限度を超え、所定の休憩時間が十分確保されない状態で乗務していた者があった。

運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者がこの運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた。また、運行管理者の一般講習を受講させていなかった。

また、追突された貸切バス事業者は、処分として、本社営業所の事業用自動車を使用停止処分とする。使用停止期間は6月18日～7月2日(15日×4両、合計60日車)。

使用停止にあたる違反の概要は、事業用自動車の点検整備記録簿の一部に不実記載があったこと。また、文書警告にあたる違反として、運送引受書の記載不備、事業用自動車運転者の勤務時間及び乗務時間の基準違反、点呼の記録の記載不備、乗務等記録の記載不備、運行指示書の記載不備、運転者に対する指導監督の一部不適切を挙げている。

なお、事故の概要は、2017年8月25日に徳島県の徳島自動車道下り線において、路肩に停車中の貸切バスに大型トラックが追突し2名を死亡させる事故が発生したものの。